

海徳裕志議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、海徳裕志議員は、河井克行被告からの現金の受取とその現金の趣旨が河井案里被告の選挙への協力であることを認識していたことを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。いずれも、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、ゆえに選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃すことはできず、市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

海徳議員は、国会議員であり安倍前首相の側近であった河井克行被告に対して、現金を渡そうとした行為を批判し、その場で突き返すなどの行動をとれなかったのであるが、議員たる者は、どのような政治的権力を持つ者に対しても、違法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。また、議員は、法に基づいて行われるべき行政を監視し、市民の利益を守る立場から必要なときには行政の不正をただす立場にある。

そのような議員として、どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否しなければならなかったのであり、それができなかったことは議員の資格が問われるものである。

よって、海徳裕志議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。  
以上、決議する。

令和2年12月 日

広島市議会

今田良治議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、今田良治議員は、河井克行被告からの現金の受取とその現金の趣旨が河井案里被告の選挙への協力であることを認識していたことを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。いずれも公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、ゆえに選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃すことはできず、市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

今田議員は、国会議員であり安倍前首相の側近であった河井克行被告に対して、現金を渡そうとした行為を批判し、その場で突き返すなどの行動をとれなかったのであるが、議員たる者は、どのような政治的権力を持つ者に対しても、違法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない、また、議員は、法に基づいて行われるべき行政を監視し、市民の利益を守る立場から必要なときには行政の不正をたず立場にある。

そのような議員として、どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否しなければならなかったのであり、それができなかったことは議員の資格が問われるものである。また、今田議員は、選挙区内のまちづくり団体に50万円を寄附したことを明らかにされたが、これは明確な公職選挙法違反であり、このことも議員の職と両立しない。

よって、今田良治議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。以上、決議する。

谷口修議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、谷口修議員は、河井被告からの現金の受取を認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、その場合公民権停止となり議員は失職となる。同項第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。

谷口議員は、事件が露見した後、検察の聴取を受けた際に、河井被告から受け取ったものとして現金を検察に提出されたとのことであり、河井被告側には、いまだ返却した事になっていない。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、ゆえに選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、極めて重い罰則が定められている不法行為である。

また、公職選挙法は、議員や公職の候補者に対して、選挙区内での寄附を禁じている。少なくとも、近い時期に参議院選挙を控えた候補者夫妻の側が法を無視して50万円もの金を直接持参するというのは尋常のことではなく、明らかな法違反である。その金を河井案里被告が当選した選挙後も被告側に対して返却もしていないのは、被買収という点で法に違反する事態であったし、法が禁じる寄附行為を見逃したものである。

議員は、法に基づいて行われるべき行政を監視し、市民の利益を守る立場から必要なときには行政の不正をたゞす立場にある。その議員の立場にもとることが行われたことは、議員の資格が問われる。

よって、谷口修議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。  
以上、決議する。

令和2年12月 日

広島市議会